

施設連絡会総会開催

藤井寺市社会福祉施設連絡会総会が、4月12日(水)午後2時から、市立福祉会館で、会員など34名の出席で開催された。

総会は、藤井寺市福祉部部長清水哲夫様、藤井寺市民生委員児童委員協議会会長 今西英人様、藤井寺市社会福祉協議会常務理事兼事務局長 小谷優様に出席頂き、平成28年度事業報告、会計報告、平成29年度事業計画、事業予算等を審議、全会一致で承認された。

藤井寺市社会福祉施設連絡会(地域貢献連絡会)

平成29年度事業計画(抜粋)

- 1 会員施設間の情報交換、交流活動の促進
- 2 “とっとり委員会”の開催
 - (1) 生活困難者支援のための連携強化
- 3 市社協との連携強化
 - (1) パープル&社協フェスタへの参画 2017(6月11日)
 - (2) 赤い羽根共同募金への協力
 - (3) 民生委員児童委員協議会をはじめとする各種福祉団体との連携・協力
- 4 災害時対策の現状把握とその対策 (継続)

弘 共生社会を目指して

藤井寺市社会福祉施設連絡会会長 奥田益

始めに、奥田益弘会長から平成29年度の行動指針についての説明があった。朝日新聞に掲載されている豊中市社協が中心となり行っているコミュニティカフェを例にとり共生社会においては地域住民の理解が不可欠である。八尾市でも、社協が中心に引きこもり気味の方などが集う場所がない方の為にカフェが開催されていることや、松原市も同様

地域住民の理解が不可欠

の取り組みを行なっていることを説明。また、生活困窮者自立支援法が施行されて2年。中央大学宮本太郎教授が、八つの視点を掲げ、地域共生社会づくりに向けた方向性は、総合相談を行なうことが大事である。相談する方は、自分の困り事が整理できていないので、ソーシャルワークを行なう方はとりわけより大事になってくると思うと説明された。

独居老人世帯が急増

高齢者率がおよそ27%の現社会、超少子高齢化現象が進んでいる事を皆様が実感しておられると思う。老老世帯、障害をお持ちの方の世帯が、高齢に



なり要介護状態になっていく中で、そのお子さん方が青年・中年になっていくと、その方々も独居になる傾向がある。核家族ではなく独居世帯が増え、それが地域に潜在化している事が、お隣通しでも見えてくる状況にある。

連携・協力体制での困難者支援が我々の使命

民児協、社協、市役所とともに、施設が連携・協力体制のもとで、困難者支援を行なっていくことは、社会福祉法人の確固たるベースになる使命かなと思う。

民児協・今西会長

次に藤井寺市民生委員児童委員協議会の今西英人会長が挨拶。昨年11月に、藤井寺市民生委員児童委員協議会は創立50周年を迎えた。活動の歴史を振り返ると、今年は、大正6年に民生委員制度の源と言われる『済世顧問制度』が発足して100年。来年には、大阪府で『方面委員制度』が発足して100年を迎えるという記念の年となっている。長い歴史を持つ民生委員に今後期待される一つに、様々な機関と連携をすることが急務とされている。今後、



それらの期待にそえるように努力を惜しむつもりはないが、正直なところ、少し戸惑いもある。

連携という言葉が綺麗ごとではなく、より実践的な連携を達成するには、日頃からどうすればいいのか、他市の民児協会長や、社協、市役所と相談している。皆様とも協議と実践を重ね、一歩一歩前進していきたいと思う。

市社協・小谷事務局長

続いて、小谷事務局長は、社会福祉充実計画等には、社福法人の役割は地域福祉における広域的な取組みに寄与しなければならぬと明記されている。地域福祉の中核的な機関とされている社協が、皆さんと一緒にあって、地域福祉の発展に寄与していきたい。平成29年度に本社協が作成する地域福祉活動計画に、皆さんの意見を頂戴することもあるかと思うので、その時はよろしく願います。と挨拶された。

藤井寺市・清水部長



次に藤井寺市福祉部清水哲夫部長が挨拶。市の福祉行政に携わり約

35年。当時を振り返ると、市内の社会福祉法人は市社協と賀光会の二法人であったが、今やこの連絡会に限っても12法人16施設が加盟していると聞き、改めて年月が過ぎたことを感じている。

和歌山ALS訴訟

最近心にかかっている事例について紹介する。

和歌山市内在住の、70歳代のALS（筋萎縮性側索硬化症）の男性患者が、障害者自立支援法の下で、24時間介護を求めて提訴され、和歌山地裁が、一日17.5時間以上、介護保険の給付と合わせて一日21時間以上の給付を命じる判決を下したのだ。当時、和歌山市はすでに月268時間、介護保険と併せると一日12時間のホームヘルプの給付をしていたが全く足りないとの認識であった。

この記事を見て、障害では、特養入所者以上のサービス量を在宅で提供することに驚いたことを覚えている。

ただ、一方で財政規模の小さな町村等では、このサービスは提供できるであろうか。この判決の中で財源について触れているのか。

もし市単費となれば、市民や議会への説明はどうするかなど、色々と考えさせられた。

求められる説明責任

説明責任は、行政だけでなく、税や公的保険を財源とする事業実施者にも求められる。介護事業所に適正化等で伺う際には、サービス提供の状況だけでなく、その正当性を担保する書類の不備や漏れがないようにお願いしている。

先の判決事例は、命にかかわる問題なので、市町村の財政状況で影響されてはならないと思う。そうであれば、費用負担の問題を明確にしておき覚悟が必要に思う。また、劣等処遇の問題もあるので、自問自答が続く日々を過ごしている。

措置から契約へ

平成9年に、児童福祉法が改正され、保育所の入所が措置から契約となったがあまり変化がなかったと感じていた。その3年後の平成12年に介護保険法が施行。措置から契約への移行が本格化された。

措置から契約への移行と、福祉サービスの担い手として、営利法人に門戸が開放されたことが、大きな改革の柱

と理解している。

保育所の契約者は若い方が多いので対応できやすいが、介護が必要な高齢者には、自己選択、自己責任が原則である契約を強いる事には無理があるのでとは感じていることを思い出す。

懸念に対応するため介護支援専門員が新設された。私としては、制度の運営上の矛盾点を一切引き受ける役割を担う職だというイメージであった。

余談だが、介護支援専門員は、常に高度なスキルを求められているが、立派なプラン、自立支援に資するプランを立てても評価されない報酬体系になっていくことに矛盾を感じていた。

会員の皆さんは、社会福祉法人本来の使命をまっすぐに見つけて活動されている。施設運営から法人経営と転換する大きな波を受けておられるが、会員相互の連携により乗り越えられていくことを信じている。

平成28年度生活困窮者自立相談件数概略

藤井寺市福祉部生活支援課松中義成チーフが、28年度の困窮者相談件数を報告。男性38人、女性28人が窓口を

訪れ、44人を支援。相談内容は、就職活動の相談が53件と多く、その内36人が就労に繋がった。住宅確保給付金も12件の利用者があった。

副会長 徳

閉会の挨拶は、徳畑等副会長。各施設を持ち回りで定例会を行なうことにより、インターネットや紙面上でしか施設の情報を知らなかったが、現場の様子を自分の目で確かめる事で、その施設の職員の方々、環境や風土を肌で感じられる。回を重ねるごとに施設の実態が分かり、参加する私たちの距離感がぐーんと縮まってきたと感じる。

とつくり委員会では、身近なところで様々な問題や相談が寄せられていることを知る機会となった。自分の施設さえ良ければとの意識から、なにか自分の施設でも役に立てることがあるのではとの考えを持つきっかけともなった。

点であった施設が、施設連絡会の発足を機に少しずつ線としての繋がりが出来てきたことを実感している。この繋がりが強めていくため、皆様と共に盛り上げよう。

次回定例会のご案内

日時 6月14日(水) 14時～15時30分
場所 ViVi 藤井寺

偶数月第2週水曜日に、定例会を開催する。

とつくり委員会（大谷純平委員長）は、奇数月に事例検討会を開催する。
また、6月11日(日)のパープル&社協フェスタも会員全員で盛り上げる事を確認。

とつくり委員会のご案内

日時 5月24日(水) 16時30分～18時